

2. 第5次一般廃棄物処理基本計画の策定

名古屋市では市民・事業者との協働による徹底した分別・リサイクルの取り組みにより、大幅なごみ減量を達成しました。

その後も、ごみ処理量は大きなリバウンドもなく緩やかに減少し、「ごみ非常事態」を脱し、名古屋に分別文化が根付いたと言われるまでになりました。こうした状況を背景に、分別・リサイクル中心のごみ減量施策から歩みを進め、「ごみも資源も元から減らす」発生抑制の取り組みを中心とした「第4次一般廃棄物処理基本計画」（以下、「4次計画」という。）を、2008年5月に策定しました。

4次計画では、「非常事態の克服」という第1ステップから、「循環型社会」をめざす第2ステップに向けて、天然資源の使用と環境負荷の双方の低減をめざし、「ごみも資源も、減らす、生かす」を基本方針として取り組みを進め、4次計画策定時(2006年度)に比べ、総排出量は約16万トン減、ごみ処理量は約9万トン減という成果をあげることができました。

一方、2011年度に実施した容器包装以外のプラスチック製品の分別区分変更以降、分別文化の象徴であったプラスチック製・紙製容器包装の資源分別率が低下し、ごみ処理量は2010年度以降横ばいの状況となるなど、さらなる取り組みの推進が必要となっています。

この間、名古屋市においては、多様化・複雑化する市政の課題に的確に対応するため、長期的展望に立ったまちづくりを明確化する「名古屋市総合計画2018」を策定し、国においては「循環型社会形成推進基本計画」の見直しや「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」の制定が行われました。「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」については、2013年9月から見直しに向け、環境省と経済産業省の合同会議が行われているところです。

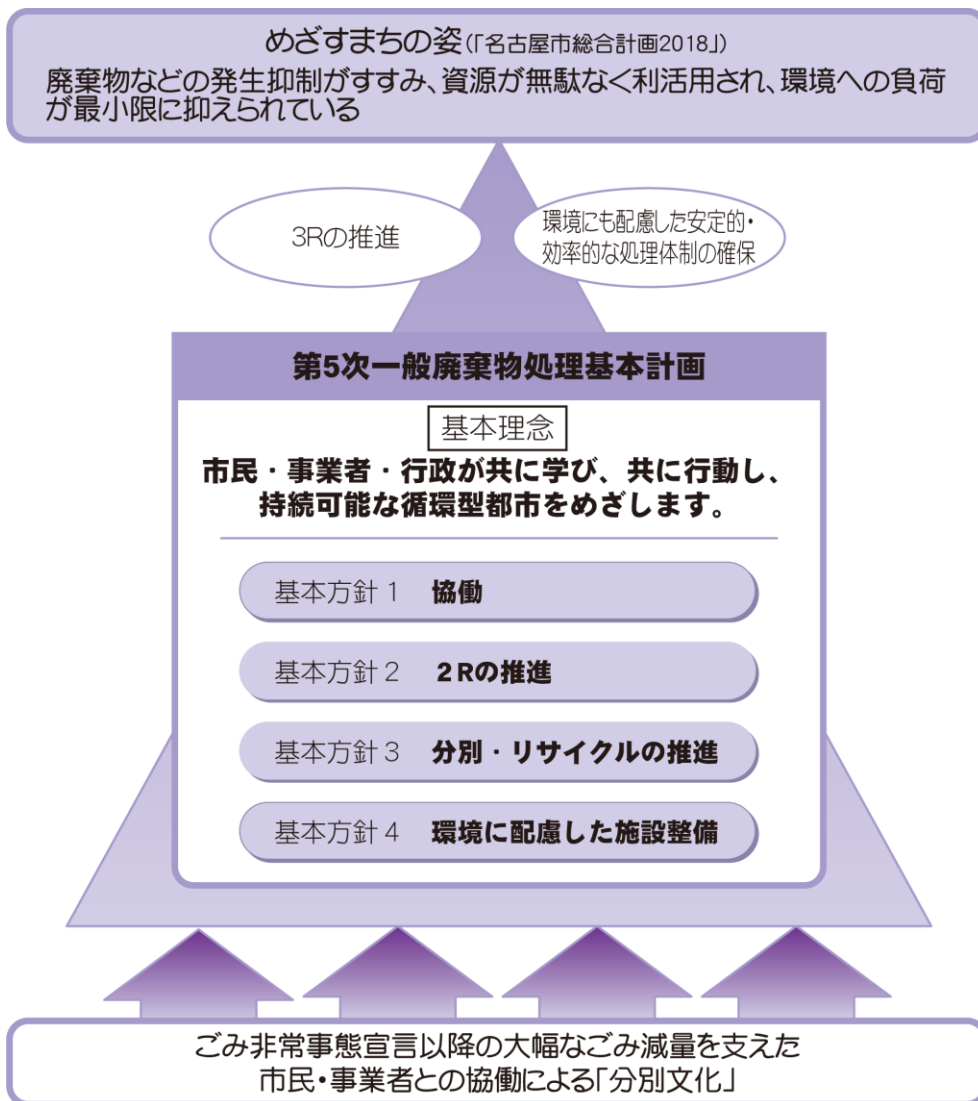
以上のように、明らかになってきた課題や新たな動きに適切に対応し、市民・事業者・行政の協働による3Rの取り組みの輪を広げていくとともに、環境負荷の低減と安定的・効率的な処理体制の確保をめざし、計画的な施設整備を進めていくため、4次計画を改定し、「第5次一般廃棄物処理基本計画」（以下、「5次計画」という。）を策定しました。

1) 基本理念と基本方針

1999年2月の「ごみ非常事態宣言」以降の大幅なごみ減量を達成する原動力となった市民・事業者との協働をベースに、市民・事業者・行政が共に学び、共に行動することで3Rの取り組みを推進します。

環境にも配慮しながら安定的かつ効率的な施設整備に努め、持続可能な循環型都市「廃棄物などの発生抑制がすすみ、資源が無駄なく利活用され、環境への負荷が最小限に抑えられているまち」をめざします。

〈図表6-2〉基本理念と基本方針



2) 目標値

「5次計画」では、2028年度（平成40年度）を目標年次として、次のような目標を掲げています。

＜図表6-3＞目標値

